

（窓ガラス）

**第二十九条** 自動車の窓ガラス（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあつては、前面ガラス）は、告示で定める基準に適合する安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所に備えられたものにあつては、この限りでない。

2 自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 自動車（被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。

一 整備命令標章

一の二 臨時検査合格標章

二 検査標章

二の二 保安基準適合標章（中央点線のところから二つ折りとしたものに限る。）

三 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十四号）第九条の二第一項（同法第九条の四において準用する場合を含む。）又は第十条の二第一項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章

四 道路交通法第六十三条第四項の標章

五 削除

六 前各号に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

（窓ガラス）

**第39条** 窓ガラスの安全ガラス等に関し、保安基準第29条第1項の告示で定める基準、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第2項の告示で定める基準、自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第3項の告示で定める基準は、別添37「窓ガラスの技術基準」に定める基準とする。この場合において、保安基準第29条第1項ただし書きの「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

2 保安基準第29条第3項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。この場合において、次の各号に掲げる範囲は運転者席より後方の部分とする。

一 運転者席より後方の座席等の側面ガラス

二 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあつては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあつては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

3 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 車室内に備えるはり付け式の後写鏡

二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

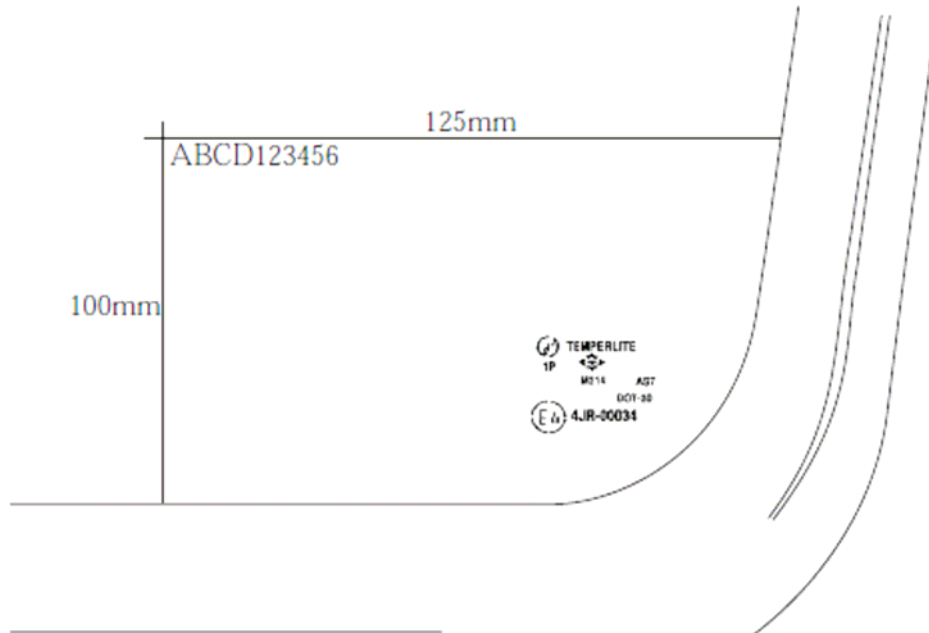
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV<sub>1</sub>点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域B（以下「試験領域B」という。）及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した

領域以外の範囲

- ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあっては、この限りでない。
  - (1) 運転者席の運転者が別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するO点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲
  - (2) 別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域I（以下「試験領域I」という。）及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲
- 三 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であって別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域A（以下「試験領域A」という。）又は試験領域Bにはり付ける場合にあっては、次のイ又はロに掲げる要件、乗用自動車以外であって試験領域Iにはり付ける場合にあっては、ハに掲げる要件を満足しなければならない。
  - イ 試験領域Aにはり付ける場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。
  - ロ 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付ける場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。
  - ハ 試験領域Iにはり付ける場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。
- 四 窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの
  - イ 乗用自動車にあっては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。
  - ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。
- 五 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識
- 六 前各号に掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。
- 七 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの



- 4 前項第6号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く）以外の範囲とする。
- 一 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲
  - 二 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
  - 三 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
  - 四 前号に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲
- 5 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第3項第6号の「透明であり」とされるものとする。
- 一 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等
  - 二 前項第1号及び第2号にあつては、交通信号機
  - 三 前項第3号及び第4号にあつては、歩行者等

（窓ガラス）

**第117条** 窓ガラスの安全ガラス等に関し、保安基準第29条第1項の告示で定める基準、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第2項の告示で定める基準、自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第3項の告示で定める基準は、別添37「窓ガラスの技術基準」に定める基準とする。この場合において、保安基準第29条第1項ただし書きの「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

2 保安基準第29条第1項の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。）又はガラスプラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。）とする。

3 保安基準第29条第3項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。この場合において、次の各号に掲げる範囲は運転者席より後方の部分とする。

一 運転者席より後方の座席等の側面ガラス

二 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあっては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあっては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

4 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 車室内に備えるはり付け式の後写鏡

二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV<sub>1</sub>点か

ら前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域B（以下「試験領域B」という。）及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあっては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するO点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域I（以下「試験領域I」という。）及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

三 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であって別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域A（以下「試験領域A」という。）又は試験領域Bにはり付ける場合にあっては、次のイ又はロに掲げる要件、乗用自動車以外であって試験領域Iにはり付ける場合にあっては、ハに掲げる要件を満足しなければならない。

イ 試験領域Aにはり付ける場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。

ロ 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付ける場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。

ハ 試験領域Iにはり付ける場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。

四 窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの

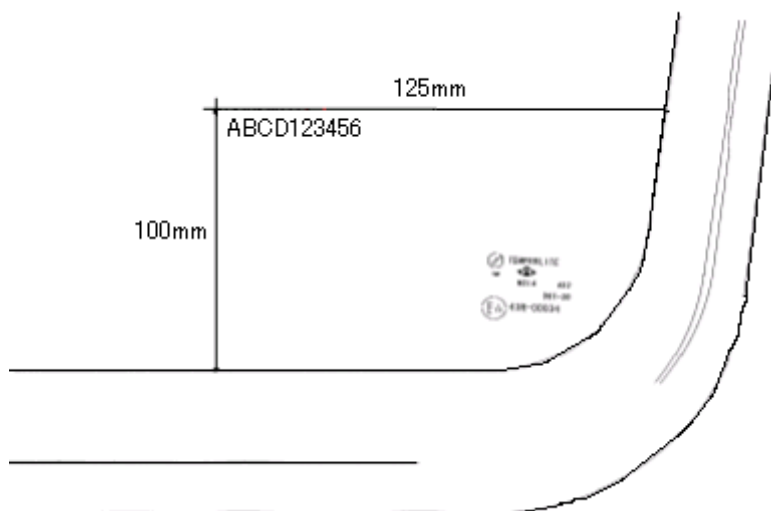
イ 乗用自動車にあっては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。

ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。

五 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

六 前各号に掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。

七 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの



- 5 前項第6号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。
  - 一 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲
  - 二 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
  - 三 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
  - 四 前号に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲
- 6 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第4項第6号の「透明であり」とされるものとする。
  - 一 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等
  - 二 前項第1号及び第2号にあつては、交通信号機
  - 三 前項第3号及び第4号にあつては、歩行者等
- 7 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷等ないものは、第1項の基準に適合するものとする。
- 8 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程

度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、第1項の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211 「自動車用 安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No.43 に 基づくもの	FMVSS No.205 及びこれに 基づく ANSZ26.1 の規定に よるもの
(1) (2)以外の前面ガラス	L	Ⓔ43R - , Ⓔ43R - , Ⓔ43R - ,	AS1, AS10 (※) , AS14
(2) 大型特殊自動車及び 最高速度 20 キロメート ル毎時未満の自動車の前 面ガラス	L, L, Z, T	Ⓔ43R - , Ⓔ43R - , Ⓔ43R - , Ⓔ43R - , Ⓔ43R - ,	AS1, AS2, AS10 (※) , AS14
(3) 側面ガラス（運転者 席より後方の部分を除 く。）のうち運転者が 交通状況を確認するた めに必要な視野の範囲 に係る部分	L, L, T	Ⓔ43R - ,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※) , AS14, AS15
(4) (1)、(2)及び(3)以外 の窓ガラス	L, L, T	Ⓔ43R - , Ⓔ43R - ,	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

(※) 可視光線の透過率が 70 %以上のものに限る。



（窓ガラス）

**第195条** 窓ガラスの安全ガラス等に関し、保安基準第29条第1項の告示で定める基準は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。）又はガラスプラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。）とする。この場合において、保安基準第29条第1項ただし書きの「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

- 2 自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
  - 一 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。
  - 二 容易に貫通されないものであること。
- 3 自動車（被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
  - 一 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
  - 二 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上のものであること。
- 4 保安基準第29条第3項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。この場合において、次の各号に掲げる範囲は運転者席より後方の部分とする。
  - 一 運転者席より後方の座席等の側面ガラス
  - 二 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあっては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあっては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。
- 5 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 車室内に備えるはり付けの後写鏡
  - 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の 20 %以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が、別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV<sub>1</sub>点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域B（以下「試験領域B」という。）及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ 乗用自動車以外の自動車にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の 20 %以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するO点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域I（以下「試験領域I」という。）及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

三 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であつて別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域A（以下「試験領域A」という。）又は試験領域Bにはり付ける場合にあつては、次のイ又はロに掲げる要件、乗用自動車以外であつて試験領域Iにはり付ける場合にあつては、ハに掲げる要件を満足しなければならない。

イ 試験領域Aにはり付ける場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3本以下であること。

ロ 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付ける場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。

ハ 試験領域Iにはり付ける場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。

四 窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 乗用自動車にあつては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。

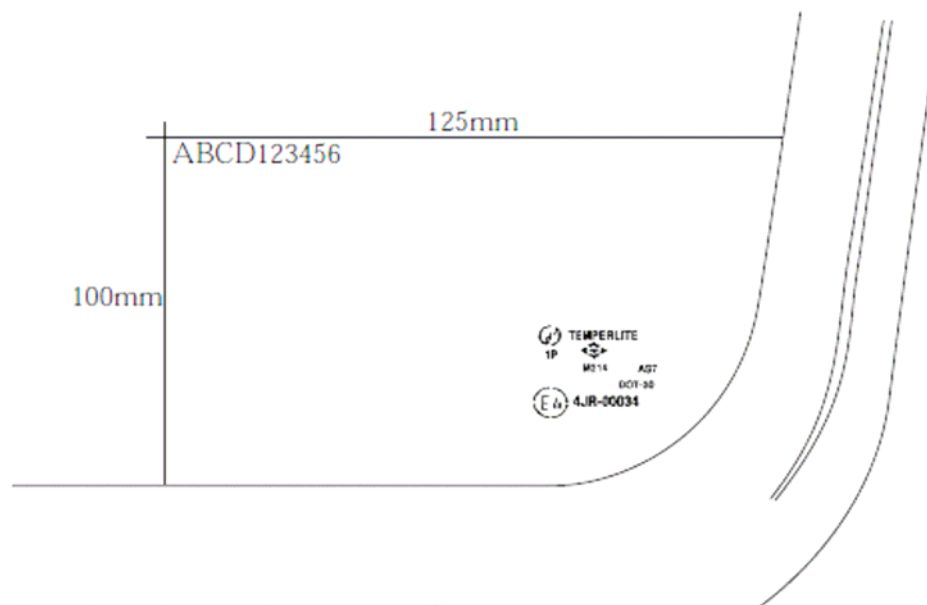
ロ 乗用自動車以外の自動車にあつては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。

五 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

六 前各号に掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が 70 %以上であることが確保できるもの。

七 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつ

て、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の下縁から 100 mm 以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125 mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの



- 6 前項第 6 号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第 44 条第 1 項の後写鏡及び同条第 5 項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。
- 一 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の 20 % 以内の範囲
  - 二 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
  - 三 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
  - 四 前号に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲
- 7 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第 5 項第 6 号の「透明であり」とされるものとする。
- 一 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等
  - 二 前項第 1 号及び第 2 号にあつては、交通信号機
  - 三 前項第 3 号及び第 4 号にあつては、歩行者等

- 8 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであって、その性能を損なう損傷等ないものは、第1項、第2項及び第3項の基準に適合するものとする。
- 9 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、第1項、第2項及び第3項の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No.43 に基づくもの	FMVSS No.205 及びこれに基づく ANSZ26.1 の規定によるもの
(1) (2)以外の前面ガラス	L	Ⓔ <sup>...</sup> 43R - , Ⓔ <sup>...</sup> 43R - , Ⓔ <sup>IV</sup> 43R - ,	AS1, AS10 (※) , AS14
(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未滿の自動車の前面ガラス	L, L, Z, T	Ⓔ <sup>...</sup> 43R - , Ⓔ <sup>...</sup> 43R - , Ⓔ <sup>...</sup> 43R - , Ⓔ <sup>IV</sup> 43R - , Ⓔ <sup>VII</sup> 43R - ,	AS1, AS2, AS10 (※) , AS14
(3) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	Ⓔ <sup>...</sup> 43R - ,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※) , AS14, AS15
(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	L, L, T	Ⓔ <sup>...</sup> 43R - , Ⓔ <sup>V</sup> 43R - ,	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

(※) 可視光線の透過率が 70 %以上のものに限る。